

実地確認違反に罰則

条例改正で排出者責任の徹底へ



実施確認研修会のようす

愛知県

愛知県は、「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」の一部を改正し、産廃の処理状況を確認していない排出事業者に「警告」と「公表」を行う規定を追加した。併せて、施行規則を改正し、確認の具体的な方法等も明確化。2016年1月に発覚した食品廃棄物の不適正処理事案を受けて取り組む再発防止対策の一環で、実地確認の実行性を高め、排出事業者責任の徹底を図る。優良産廃処理業者の育成にもつなげる考えだ。

同条例では03年から、排出事業者に対し、委託した産廃の処理状

況等の確認を義務付けているが、罰則規定はなかった。県はこの実効性を担保するため、確認義務に違反している排出事業者に警告を行い、従わない場合は、その旨を公表する規定を新たに設けた。

施行規則の改正では、頻度や確認事項を含めた具体的な確認方法の他、記録すべき事項とその保存期間(5年)を明確に示した。これらは原則として排出事業者が自ら行うものとするが、代理人による実地調査で報告を受ける方法も認める。委託先が認定を受けた優良産廃処理業者である場合は、実地確認を省略できるため、特に中小企業にとっては大きな負担軽減になるとして、産廃処理業者の積極的な優良認定の取得促進にもつなげていくという。

ダイコー(同県稲沢市)による食品廃棄物の不適正処理事案では、工場や倉庫の残地物のうち、県が945トンを撤去し、排出元84社が約2001トンを自主回収した。県(環境部資源循環推進課)では発覚後、実施確認研修会の開催など、さまざまな再発防止策を進めており、担当者はこのような事案を二度と起こさないとの思いで条例改正に踏み切った。排出事業者には、「最後の最後まで責任を持って適正処理を確認してほしい」と話している。